

**香川県条例第15号**

香川県国民健康保険財政安定化基金条例及び香川県国民健康保険運営協議会条例の一部を改正する等の条例  
 (香川県国民健康保険財政安定化基金条例の一部改正)

第1条 香川県国民健康保険財政安定化基金条例(平成28年香川県条例第6号)の一部を次のように改正する。

次の表の改正前の欄に掲げる規定を同表の改正後の欄に掲げる規定に下線で示すように改正する。

改正後	改正前
<p>(設置)</p> <p>第1条 国民健康保険の財政の安定化を図るため、<u>国民健康保険法(昭和33年法律第192号。以下「法」という。)</u>第81条の2第1項の規定に基づき、<u>香川県国民健康保険財政安定化基金(以下「基金」という。)</u>を設置する。</p> <p>(積立て)</p> <p>第2条 基金として積み立てる額は、<u>国民健康保険事業特別会計(以下「特別会計」という。)</u>の歳入歳出予算で定める。</p> <p>(運用益金の処理)</p> <p>第4条 基金の運用から生ずる収益は、<u>特別会計</u>の歳入歳出予算に計上して、この基金に編入するものとする。</p> <p>(繰替運用)</p> <p>第5条 知事は、<u>財政上必要があると認めるときは、</u>確実な繰戻しの方法、<u>期間及び利率を定めて、</u>基金に属する現金を歳入歳出現金に繰り替えて運用することができる。</p> <p>(処分)</p> <p>第6条 基金は、<u>法第81条の2第1項の事業に要する経費の財源に充てる場合及び同条第2項の規定により特別会計に繰り入れる場合に限り、これを</u>処分することができる。</p> <p>(特別の事情)</p>	<p>(設置)</p> <p>第1条 国民健康保険の財政の安定化に資するため、<u>持続可能な医療保険制度を構築するための国民健康保険法等の一部を改正する法律(平成27年法律第31号)附則第6条第1項</u>の規定に基づき、<u>香川県国民健康保険財政安定化基金(以下「基金」という。)</u>を設置する。</p> <p>(積立て)</p> <p>第2条 基金として積み立てる額は、<u>一般会計</u>の歳入歳出予算で定める。</p> <p>(運用益金の処理)</p> <p>第4条 基金の運用から生ずる収益は、<u>一般会計</u>の歳入歳出予算に計上して、この基金に編入するものとする。</p> <p>(処分)</p> <p>第5条 基金は、<u>平成30年3月31日までの間は、その全部又は一部を</u>処分してはならないものとする。</p>

第7条 国民健康保険の国庫負担金等の算定に関する政令（昭和34年政令第41号。以下「算定政令」という。）第17条第1項の条例で定める特別の事情は、災害、雇用の状況の悪化により地域経済に重大な影響が生じたことその他多数の被保険者の生活に著しい支障が生じたこととする。

（財政安定化基金拠出金）

第8条 法第81条の2第4項の規定により各年度において徴収する財政安定化基金拠出金の額の総額は、算定政令第22条第2項の規定により知事が定める額とする。

2 知事は、財政安定化基金拠出金に係る徴収について、交付の要件となった特別の事情を考慮して定めるものとする。

（委任）

第9条 略

附 則

1 この条例は、公布の日から施行する。

2 平成30年4月1日から平成36年3月31日までの間における第6条の規定の適用については、同条中「事業」とあるのは「事業又は法附則第25条に規定する資金の交付」と、「同条第2項」とあるのは「法第81条の2第2項」とする。

（委任）

第6条 略

附 則

この条例は、公布の日から施行する。

（香川県国民健康保険運営協議会条例の一部改正）

第2条 香川県国民健康保険運営協議会条例（平成28年香川県条例第44号）の一部を次のように改正する。

次の表の改正前の欄に掲げる規定を同表の改正後の欄に掲げる規定に下線で示すように改正する。

改正後	改正前
<p>（設置）</p> <p>第1条 <u>国民健康保険事業の運営に関する事項を審議するため、国民健康保険法（昭和33年法律第192号）第11条第1項の規定に基づき、香川県国民健康保険運営協議会（以下「協議会」という。）を置く。</u></p>	<p>（設置）</p> <p>第1条 国民健康保険事業の運営に関する事項を審議するため、香川県国民健康保険運営協議会（以下「協議会」という。）を置く。</p> <p><u>（所掌事務）</u></p>

(組織)  
第2条 略

- (1) 被保険者を代表する委員 3人
- (2) 保険医又は保険薬剤師を代表する委員 3人
- (3) 略
- (4) 被用者保険等保険者を代表する委員 2人

2 略

第3条～第5条 略

第2条 協議会は、知事の諮問に応じ、国民健康保険事業の運営に関する事項のうち、次に掲げるものについて審議する。

- (1) 持続可能な医療保険制度を構築するための国民健康保険法等の一部を改正する法律（平成27年法律第31号。次号において「改正法」という。）附則第7条の規定による国民健康保険事業の運営に関する方針の作成
- (2) 改正法第4条の規定による改正後の国民健康保険法（昭和33年法律第192号。次号において「新法」という。）第75条の7第1項の規定による国民健康保険事業費納付金の徴収
- (3) 前2号に掲げるもののほか、新法の定めるところにより県が処理することとされている事務に係る事項

(組織)  
第3条 協議会は、次の各号に掲げる委員をもって組織し、その定数は、当該各号に定める数とする。

- (1) 国民健康保険の被保険者を代表する委員 3人
- (2) 健康保険法（大正11年法律第70号）第64条に規定する保険医又は保険薬剤師を代表する委員 3人
- (3) 公益を代表する委員 3人
- (4) 高齢者の医療の確保に関する法律（昭和57年法律第80号）第7条第3項に規定する被用者保険等保険者を代表する委員 2人

2 略

3 委員の任期は、平成30年3月31日までとする。

第4条～第6条 略

(香川県国民健康保険事業運営広域化等支援基金条例及び香川県国民健康保険調整交付金条例の廃止)

第3条 次に掲げる条例は、廃止する。

- (1) 香川県国民健康保険事業運営広域化等支援基金条例（平成14年香川県条例第58号）
- (2) 香川県国民健康保険調整交付金条例（平成17年香川県条例第51号）

附 則

この条例は、平成30年4月1日から施行する。